

令和7年春季全国火災予防運動実施要綱

久慈広域連合消防本部

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2024年度全国統一防火標語）

『守りたい 未来があるから 火の用心』

3 実施期間

令和7年3月1日（土）から3月7日（金）までの7日間

4 運動実施機関

久慈広域連合消防本部、久慈消防署、洋野消防署

5 運動推進機関

久慈市、洋野町、野田村、普代村

久慈市消防団、洋野町消防団、野田村消防団、普代村消防団

久慈地区幼少年婦人防火委員会、久慈地区婦人消防連絡協議会

久慈地域高圧ガス保安対策協議会

6 協賛機関

久慈地区危険物安全協会

7 実施地域

久慈広域連合管内全域

8 重点推進項目

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進

9 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (5) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底
- (6) 放火火災防止対策の推進
- (7) 車両火災予防運動の推進

10 重点推進項目の取組みに当たって効果的と考えられる具体的な項目

- (1) 地震火災対策の推進
 - ア 地域における火災予防の推進
 - イ 感震ブレーカーの普及推進
- (2) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
 - イ 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
 - ウ 電気火災の危険性に係る広報の実施
 - エ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
 - オ 防災品の周知及び普及促進
- (3) 林野火災予防対策の推進
 - ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
 - イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
 - ウ 火入れに際しての手續等の徹底
 - エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

11 推進項目の取組みに当たって効果的と考えられる具体的な項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火対象物の用途等に応じた防火安全対策の徹底
 - (ア) 飲食店における防火安全対策の徹底
 - (イ) ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
 - (ウ) 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
 - (エ) 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
 - (オ) 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組の推進
 - (カ) 直通階段が一つの防火対象物に対する防火管理及び消防法令違反是正指導の徹底
 - (キ) 大規模な倉庫、駐車場等における防火安全対策の徹底
 - (ク) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底
 - (ケ) 発電施設における防火安全対策の徹底
 - イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
 - ア 充電式電池に関する注意喚起
 - イ ガストーチバーナーに関する注意喚起
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - イ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - ウ 照明器具の取扱いに係る指導
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (5) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底
- (6) 放火火災防止対策の推進
 - ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
 - イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底

ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

(7) 車両火災予防運動の推進

ア 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底

イ 危険物品の車両内への持込み禁止

ウ 車両からのたばこの投げ捨て防止

エ 車両の防火安全対策の徹底

オ キッチンカー等における火気使用設備の点検、整備の励行

カ 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行

住宅防火

いのちを守る10のポイント

様々な火災の中でも、特に住宅で発生する火災で多数の死者が出ており、その出火原因はたばこ、ストーブ、こんろ、電気機器など、生活する上で身近にある機器が多くを占めます。

日頃から取り組んでいただく住宅防火対策として、4つの習慣、6つの対策からなる「住宅防火いのちを守る10のポイント」を取りまとめました。

是非、ご家族の皆様で住宅火災からいのちを守るための対策をご確認ください。

4つの習慣



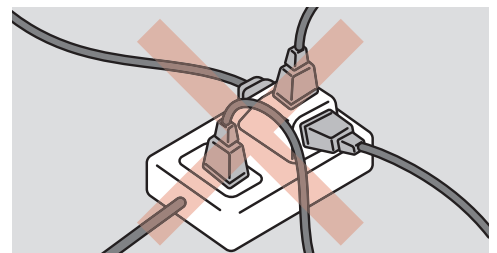
①寝たばこは絶対にしない、させない



②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない

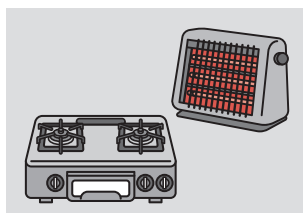


③こんろを使うときは火のそばを離れない



④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

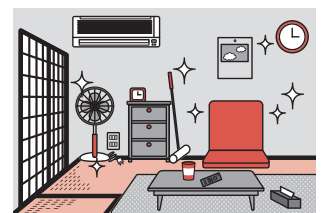
6つの対策



①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する



④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う